

人員に関する基準

1 管理者

基準

指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、管理者を、当該指定短期入所生活介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

【基準条例 第 149 条】

事例

- ✓ 介護職員を兼務している管理者について、勤務表上の管理者としての配置が週 2～3 日と少ない。

指導・ポイント

- 指定短期入所生活介護事業所の管理者は常勤、かつ、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事する必要がある、当該事業所の管理業務に支障がない場合に限り、例外的に当該事業所の従業者と兼務することができるものである。管理業務を適切に行えるような勤務の配分を行うとともに、勤務表において確認できるよう適切に管理すること。

運営に関する基準

1 短期入所生活介護計画の作成

基準

指定短期入所生活介護事業所の管理者は、相当期間にわたり継続して入所することが予定される利用者については、当該利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定短期入所生活介護の提供の開始前及び終了後において当該利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所生活介護従業者と協議の上、短期入所生活介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を定めた短期入所生活介護計画を作成しなければならない。

2 短期入所生活介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

3 指定短期入所生活介護事業所の管理者は、短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対し説明し、当該利用者の同意を得なければならない。

4 指定短期入所生活介護事業所の管理者は、短期入所生活介護計画を作成した際には、当該短期入所生活介護計画を利用者に交付しなければならない。

【基準条例 第 156 条】

居宅基準第 128 条第 2 項で定める「相当期間以上」とは、概ね 4 日以上連続して利用する場合を指すこととするが、（後略）

【基準省令解釈通知 第 3 の八の 3 の (4)①】

事例

- ✓ 定期的に相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者について、短期入所生活介護計画が作成されていない。
- ✓ 短期入所生活介護計画の利用日が随時となっており、具体的日時の記載がなかった。

指導・ポイント

- 概ね 4 日以上連続して利用する場合には、その都度、短期入所生活介護計画を作成すること。
- 短期入所生活介護計画には、利用日も具体的に記載し、その内容について利用者又はその家族に対し説明し、当該利用者の同意を得ること。

2

機能訓練

基準

指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行わなければならない。

【基準条例 第 159 条】

機能訓練は、利用者の家庭環境等を十分に踏まえて、日常生活の自立を助けるため、必要に応じて提供しなければならない。

なお、日常生活及びレクリエーション、行事の実施等に当たっても、その効果を配慮するものとする。

【基準省令解釈通知 第 3 の八の 3 の (8)】

事例

- ✓ 看護職員が機能訓練指導員を兼務しているが、日常生活やレクリエーション、行事等を通じて行う機能訓練しか実施していなかった。

指導・ポイント

- 利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行うこと。また、そのために必要な機能訓練体制を構築すること。

3

勤務体制の確保等

基準

指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し適切な指定短期入所生活介護を提供することができるよう、指定短期入所生活介護事業所ごとに、従業員の勤務の体制を定めておかななければならない。

【基準条例 第 168 条において準用する第 108 条第 1 項】

指定短期入所生活介護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、短期入所生活介護従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確にすること。

【基準省令解釈通知 第 3 の八の 3 の (5)①】

事例

- ✓ 短期入所生活介護従業者として配置すべき医師について、勤務表が作成されていない。また、勤務状況の管理もなされておらず、勤務実績が確認できない。
- ✓ 生活相談員と介護職員を兼務する者の勤務日ごとの職種別（兼務）勤務時間が勤務表上、明確になっていない。
- ✓ 看護職員及び介護職員以外の職員について、勤務表が作成されていない。

指導・ポイント

- 原則として月ごとの勤務表を作成し、短期入所生活介護従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確にすること。また、勤務実績についても、適切に管理すること。

4 定員の遵守

基準

指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対し同時に指定短期入所生活介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

- 一 第 148 条第 2 項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである指定短期入所生活介護事業所（いわゆる「空床利用型」）にあつては、当該特別養護老人ホームの入所定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数
- 二 前号に該当しない指定短期入所生活介護事業所にあつては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数

【基準条例 第 165 条第 1 項】

事例

- ✓ 日中において、利用定員を超過している日がある。

指導・ポイント

- 日中についても利用定員を超過しないようにすること。

介護報酬

1 療養食加算

基準

利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。
【報酬告示別表 8 ハの注のロ】

療養食の加算については、利用者の病状等に応じて、主治の医師より利用者に対し疾患治療の直接手段として発行された食事箋に基づき、利用者等告示に示された療養食が提供された場合に算定すること。なお、当該加算を行う場合には、療養食の献立表が作成されている必要があること。
【報酬告示留意事項通知 第 2 の 2 (15) ①】

事例

- ✓ 食事箋に基づいた療養食の提供や献立表の作成が調理員不足により実施できていない。

指導・ポイント

- 食事箋に基づいた適切な栄養量及び内容の食事を提供すること。なお、事業所の体制として、加算が算定できない場合には、速やかにその旨を届け出ること。